

## 見附市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、見附市建設課において縦覧に供する。

令和5年2月17日

見附市長 稲田 亮

### 1 道路の占用を制限する区域

次の表に掲げる道路の区域（道路法第18条第1項の規定による道路の区域の変更により令和5年2月18日以降に道路の区域となった箇所を含む。）

| 道路の種類及び路線名 | 区 域                                 |
|------------|-------------------------------------|
| 市道大河津線     | 見附市本所2丁目866-1から<br>見附市葛巻町字大場740-1まで |

### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設けられる電柱（占用の制限を開始する日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが困難と認められる場合は、この限りでない。

### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

### 4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月31日